

〔一〇〇二年度大会パネルセッション〕特別掲載 吉田松陰研究の現在

## 吉田松陰と白旗——「國際社會」認識の転回——

桐原健真

日本にとつて幕末維新期は、「國際社會」という名の西洋国家間システムを受容すると同時に、みずからを一箇の統一態として自覺する過程でもあつた。本報告は、戦闘停止の意志表明である「白旗」に代表される「外夷の法」を、兵学者たる松陰がいかに認識・受容していくかを明らかにすることで、彼における「國際社會」認識の転回を論ずるものである。

ペリー艦隊の第一回来航時に、白旗に添えて贈られたとされる降伏勧告とも言うべき内容の「白旗書簡」の真偽については、近年論議が起きており、この白旗書簡をふまえ、アメリカの砲艦外交を厳しく指弾した人物に佐久間象山がいたことが指摘される（「ハリスとの折衝案に関する幕府宛上書」

稿）一八五八（安政五）年、日本思想大系55、岩波書店、一九七一年）。だが、象山を終生「吾が師」と師事し続けた松陰が、この白旗書簡を「此書翰寅遂不能信」（『対灯私記』松陰頭註、一八五四（安政元）年）と指摘していた事実はこれまでほとんど注目されてこなかつた。松陰は白旗書簡を偽文書とみなしたのである。

松本健一氏は、「ペリー来航の」一八五三年の時点で、日本人はまだ、白旗が降伏のメッセージであるという国際法的な取り決めを知らなかつた（『白旗伝説』講談社、一九九八年）と指摘したが、岩下哲典氏が指摘するように、一八一九（文政二）年、オランダ船が水を求めて白旗を掲げた記述があるようすに（『ヤン・コック・プロムホフの日記』一八一九年一

一月一三日条、日蘭学会編『長崎オランダ商館日記』八卷、雄松堂出版、一九九七年、また岸俊光『ペリーの白旗』毎日新聞社、二〇〇二年参照)、白旗の存在とその機能について、日本人のすべてが無知であったとは言えない。兵学師範時代の松陰も、一八四〇～四二年分の『和蘭別段風説書』を読み、「戦敗れて降を乞ふ時は、白旗を船上に引き揚ぐ」(「問条」一八五〇嘉永三年)というその機能を認知していた。だが松陰は、白旗という「外夷の法」を「我れに在りて必ずしも知らず」と断じ、これを「一々遵守する」ことは「人に致さる」ことであると考え、その承認を拒否していたのである。

このような独善的で自民族中心的な態度は、みずからのお講ずる伝統兵学へのいわば根拠のない信頼に基づいていた。しかし一八五〇(嘉永三年秋の平戸・長崎遊學において乗船した巨大なオランダ商船やはじめて接した魏源『聖武記』附録)などの海外知識は、松陰をしてそのような態度を次第に変容させていった。そして、「今誠に旧に率はんと欲せば則ち時に隨はざる能はず」(漫筆一則)一八五〇(嘉永三年)と書き残したように、松陰の意識は、たんに防長二国を守る兵学から、日本全体を西洋に対し独立たらしめる経世論へと大きく転回していく、ついに西洋諸国を日本と対等の存在として承認するに至つたのである。

このような自他認識の転回こそが、ペリー・チャーチ

ンを「近世海外」の「三傑」(『幽囚録』一八五四(安政元年)の「一人と評する江戸の人士に強い批判を加え、むしろこれら艦隊の背後にある国家こそを問題とすべきである」という冷静な判断を松陰にもたらしたのである。松陰が白旗書簡を「遂に信ずる」ことができなかつた背景には、「國際社会」を国家間の対等という秩序のうちにとらえようとする認識があつたのではないだろうか。

ペリー艦隊密航による投獄後の松陰は、羅森(ペリー艦隊漢文通訳)の著作である太平天国の乱の記録(通称『満清紀事』)を翻訳した『清國咸豐亂記』(一八五五(安政二年))において、白旗の持つ意味を原文よりも詳しく述べている。またそれを「和平の信」と松陰が表現していたことは、彼が白旗自身を屈辱的な降伏の象徴と見做していなかつたことを示している。この『清國咸豐亂記』が、たんなる漢文の書下しではなく、和文で著された日本人に向けた書物であることを考えれば、ここで松陰があえて白旗の叙述を増補した背景には、将来西洋列強との交戦の際、平和状態の恢復の意志表明であるこの白旗の存在を日本人に対して明示しておく必要があると判断したからではなかつたろうか(幕末の下関戦争における白旗使用の事実を想起すべきである)。

兵学師範時代、白旗を「外夷の法」として拒否していた松陰は、この「外夷の法」をそれゆえに拒否するのではな

く、むしろそれを「國際社會」において必要な限りで承認するに至つたのだと言えよう。このような松陰の思想的転回は、「國力強勢にて外夷を駕馭するに余りあらば、居交易も亦可なり、況や出交易をや」（「墨使申立の趣論駁条件」一八五八（安政五年））というように、貿易すらも積極的に肯定する態度へとつながつていつたのであつた。

みずからも主体性が確保されていれば、たとえ開港・交易を行つても、清國のような無秩序は生じないという松陰のこのような認識は、白旗に代表される「外夷の法」をも主体的に受け入れようとする態度の一つの現れでもあつたのである。

（東北大学大学院文学研究科技術補佐員）